

**令和5年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」
体験イベント委託事業業務仕様書**

1 事業名

令和5年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」体験イベント委託事業
(以下「本件業務」という。)

2 事業目的

平成31年2月に日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」（以下「本システム」という。）を次世代へ継承していくためには次代を担う世代への啓発に取り組むことが重要である。

そのため、農業遺産の保全計画で掲げた「食料及び生計の保障」、「ランドスケープの特徴」等への対応関係市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町及び愛南町）等の児童・生徒を対象とした体験イベント等を実施することで、本システムのもたらす効果や価値についての理解を深めるとともに、継承に向けた意識啓発を図ることで、大人世代を巻き込んだ地域全体の承継活動の推進に繋げる。

3 委託上限金額

1,500千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月12日（火）まで

5 事業内容

(1) 児童生徒を対象とした体験イベントの実施

関係市町を中心とした小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、本システム地域内での柑橘園地の見学や動植物の観察などを行う体験イベントを実施する。

ア 実施時期

8月～2月の期間で実施するコースで適切な時期に決定すること。また、本イベントは日帰りとする。

イ 実施場所

関係市町の中で本システムに関連する園地や施設

ウ 実施回数・人数

2回以上とする（季節、地域を変えて各コースを設定）。
1回のツアーでの参加人数は問わない。

エ 対象者

対象者は関係市町を中心とした小中学生及びその保護者とする。

オ 実施方法

- ① イベントは、柑橘に関係する農家や観光農園での収穫体験、共同選果場や南予用水、農業生物多様性等の見学会等のイベントとすること。
- ② イベントは、日曜日、土曜日又は国民の祝日いずれかの日に実施すること。
- ③ イベントには農業遺産について説明することができる講師を同行させること。

(2) その他

ア 感染症対策は各ガイドラインに準じて必要な対策を講じるものとし、提案に含めること。

イ 上記の事業については、社会情勢等により計画どおりの実施が困難な場合の代替案を併せて提案すること。

ウ 講師等への謝金及び旅費については、協議会の規則等を準用して見積もりを算定すること。

※謝金：県外講師 13,000円/時間、県内講師 6,000円/時間、大学事務職員 1,600円/時間（当日の事前打ち合わせを含む拘束時間で算定）

旅費：公共交通機関は実費、自家用車は37円/km（高速料金は実費）

宿泊費が必要な場合は実費とするが、一般的な常識の範囲内で算定

エ 本件業務以外に協議会及び愛媛県が実施する関連事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。

6 事業計画書及び報告の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。

(3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

8 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

ア 本件業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。

イ 本件業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係規程に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律等関係規程を遵守しなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

9 その他

(1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭

和45年法律第48号) 第27条及び第28条の権利を含む。) について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。

(2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。

(3) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。

(4) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。

10 スケジュール

6月6日(火)～6月20日(火)	:	参加申込書受付
6月6日(火)～6月22日(木)	:	質問受付
6月6日(火)～7月7日(金)	:	企画提案募集(公募)
7月中旬(予定)	:	書面審査
8月上旬(予定)	:	契約締結
契約締結日～令和6年3月12日(火)	:	委託業務の実施